

災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令等の施行に係る審査基準の制定について

標記の件については、意見公募手続を実施せず改正を実施したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、下記事項を公表します。

記

1 改正の概要

「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」（令和5年政令第180号）及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和5年内閣府令第47号）により、同年9月1日から災害発生より前においても緊急通行車両等に係る確認を行うことができるようになるほか、標章及び証明書に係る書換え交付並びに再交付に係る規定が整備されたことに伴い、緊急通行車両等の確認等に係る審査基準を改正したものです。

2 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の審査基準の改正は、警察庁から示されたモデル審査基準にその内容が詳細に規定されており、かつ、全国統一の基準として示されたものであることから、内容の改廃について県に裁量の余地はなく、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

3 施行年月日

令和5年9月1日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部交通規制課

電話 096-381-0110（内線：5173）